

Title	生物多様性条約と知的財産法
Author(s)	加藤, 浩
Citation	年次学術大会講演要旨集, 23: 515-518
Issue Date	2008-10-12
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10119/7614">http://hdl.handle.net/10119/7614</a>
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

## 生物多様性条約と知的財産法

○加藤浩（経済産業省）

**1. はじめに**

1992年に署名された生物多様性条約には、各国が自国の遺伝資源に対する主権的権利を有することを確認し、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分することが規定されている。しかし、この規定は、特許権の効力を制限するものであることから、現在の知的財産制度と大きく対立し、国際的な議論になっている。

本発表では、生物多様性条約と知的財産法に関する最近の国際的議論を整理し、今後の方向性について考察する。とくに、①発展途上国側の課題、及び、②先進国側の課題、という2つの視点から考察を行い、生物多様性条約と知的財産制度とのバランスに配慮することの必要性について論じる。

**2. 生物多様性条約と知的財産制度**

1992年の地球サミットで各国首脳によって署名された生物多様性条約<sup>1</sup>（CBD）には、各国が自国の遺伝資源に対する主権的権利を有することを確認し、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ衡平に配分すべきことが規定されている。

しかし、生物多様性条約には、利益配分についての具体的な枠組みについて何ら規定されていないことから、遺伝資源の原産国（主に途上国）は、現状では利益配分が進まないという認識の下、利益配分が確実に進むための「国際的な制度作り」を強く求めている。そのための一つの方策として、途上国は、特許出願に遺伝資源の原産国を開示させることで、自国の遺伝資源を使用した出願であることを明確にし、その出願人に直接、利益配分を要求できるようにしたいと考えている。しかし、遺伝資源の開示要件の義務付けは、従来の特許制度の枠組みからは説明が十分つかないものと考えられる。

このような状況下、生物多様性条約と知的財産制度を巡る国際的な議論の動向を踏まえ、今後、生物多様性条約と知的財産制度の調和について考えていくことが必要である。

**3. 生物多様性条約と知的財産制度を巡る国際的議論**

ここでは、生物多様性条約と知的財産制度を巡る国際的議論として、WIPO/IGC、WTO/TRIPSにおける最近の動向を中心に論じる。

**(1) 生物多様性条約（Convention on Biological Diversity; CBD）****①第6回締約国会議（COP6）**

2002年4月に開催された第6回締約国会議（COP6）において、アクセスと利益配分に関するガイドラインとして、ボン・ガイドライン<sup>2</sup>が採択され、加盟国は知的財産権の申請における遺伝資源の原産国開示を奨励する手段を取るべきであるとの規定がなされた。

そして、ボン・ガイドラインを踏まえて、2002年8月～9月に開催された「持続可能な開発に

<sup>1</sup> 生物多様性条約（CBD）の原文は、(<http://www.biodiv.org/convention/articles.asp>)を参照。

<sup>2</sup> ボン・ガイドラインの原文は、(<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=CP0-06&id=7198=0>)を参照。

関する世界サミット（WSSD）」において、「遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを促進し保護するために国際的な規則について交渉する」という実施計画が採択された。

## ②第7回締約国会議（COP7）

2004年2月に開催された第7回締約国会議（COP7）では、「アクセスと利益配分に関するアドホック作業部会（ABS作業部会）」において、インターナショナル・レジーム（国際的な枠組）を作成するための具体的な検討を行う決議がなされた。具体的には、特許出願時に、遺伝資源・伝統的知識の原産国を開示することや、遺伝資源アクセスの事前同意、原産国の国際証明が検討され、それらを支援徹底する措置が検討されることになった。

また、遺伝資源の取得を行う場合に必要となる遺伝資源提供国からのPICに関する措置についての検討に関連し、WIPOに対し、知的財産権の申請時における開示要件についての技術的研究の報告を求めることが決定された。

## ③第8回締約国会議（COP8）

2006年3月に開催された第8回締約国会議（COP8）では、インターナショナル・レジームに関するグラナダ・テキスト<sup>3</sup>の扱いが委ねられていた。途上国は、2008年の第9回締約国会議（COP9）までに2回以上のABS作業部会を開催し、そのテキストを今後の交渉の基礎として、COP9で法的拘束力のある議定書を採用すべきと強く主張した。先進国は、当該テキストは交渉の基礎とはなり得ないとし、今後、まず遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する各国の取組現状について認識を共有することが重要であり、COP8では今後の作業の進め方を議論するべきとした。

決議案の検討作業は難航したが、調整の結果、(a) グラナダ・テキストは「各国の意見の広がりを出すもの」として決議に添付、また、これを第5回ABS作業部会に送付する、(b) COP9までに2回のABS作業部会を開催する、(c) ABS作業部会は、与えられたマンデートに従い「COP10（2010年予定）までに早期にその作業を完了させる」、とした決議が採択された。

## ④第9回締約国会議（COP9）

2008年5月にドイツで開催された第9回締約国会議（COP9）においては、COP10に向けた作業計画に関する議論を中心になされた。具体的には、COP10までにABS作業部会を3回開催すること、専門家レベルの会合を開催し、概念、定義、産業分野別分析などについて議論を行うことが合意された。また、COP10を日本で開催することが合意された。

### （2）世界知的所有権機関（WIPO）・遺伝資源等政府間委員会（IGC<sup>4</sup>）

世界知的所有権機関（WIPO）・遺伝資源等政府間委員会（IGC）は、遺伝資源、伝統的知識等の問題を包括的に検討するために設けられている委員会である。IGCでは、特許出願への遺伝資源の出所/原産国開示に関する技術的な研究を纏め、これを生物多様性条約（CBD）に提出している。

#### ①第9回IGC（2006年4月）

この会合では、日本は、(i) 「誤った特許付与」（新規性、進歩性がないものに付与される特許）の問題は、審査官が遺伝資源・伝統的知識に関する情報を容易に入手できないことが原因であり、データベースの改善が必要であること、(ii) 遺伝資源の出所/原産国、事前の同意（PIC）、利益配分の証拠は、新規性・進歩性の判断に関する情報ではなく、誤った特許付与の防止には役立たないという内容の文書を提出した。JUSCANZ 諸国<sup>5</sup>はこの文書を引き続き検討したいとし、データベースの改善については、JUSCANZ 以外の国（キルギスタン、ロシア）も支持した。

<sup>3</sup> 2006年1月の第4回ABS作業部会（於：スペイン・グラナダ）の成果であるが、何ら合意が得られず、出所等の開示も含めほとんどの事項にブラケットが付いていた。

<sup>4</sup> Intergovernmental Committee in Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore (IGC)

<sup>5</sup> 日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

なお、データベースについては、原住民団体から、かえって遺伝資源に関する伝統的知識の不正利用を促進するとの問題提起もあった。

#### ②第10回 IGC (2006年11月末～12月上旬)

この会合では、遺伝資源について、各国が従来の見解を述べるにとどまったが、今後は、遺伝資源の出所開示、特許審査用遺伝資源データベース改善提案、遺伝資源へのアクセスと知的財産に関する契約ガイドラインなど、俎上にあげられている提案項目などを整理した上で、それらの取り扱いを含め議論していくこととなった。

#### ③第11回 IGC (2007年7月)

この会合では、日本は、第9回 IGC で提案したデータベース提案の追加説明を行った。また、スイスより遺伝資源の出所開示に関する PCT 規則改正提案、ペルーよりバイオパイラシーの可能性があるケースの調査につき説明がなされた。

#### ④第12回 IGC (2008年2月)

この会合では、各国からこれまでどおりの主張がなされ、インド、ブラジルは、この問題は、WIPOではなくWTOで議論すべき旨、主張した。日本は、審査用データベースの必要性を主張し、「誤った特許付与」を避けるためのワンクリック型検索用DBに関する日本提案について、法律面、技術面からセキュリティーに関する追加説明を行った。

### (3) 世界貿易機関 (WTO) ・ TRIPS 理事会

TRIPS 理事会では、原産国開示についての問題をどう扱うかも含めて議論が分かれている。インド等は、不開示等の罰則に関して、特許権取得以前は、特許権を取り下げるべきであり、特許権取得後は、権利の無効や特許権の譲渡を行うべきであると主張している。これに対して、米国は、特許出願への遺伝資源の新たな開示要件は特許制度と関係ないものであり、遺伝資源へのアクセスと利益配分は提供国と受領者の契約で担保すべきであると主張している。

#### ①2005年12月 (香港閣僚会合)

この会合では、原産国開示の問題 (TRIPS と CBD の関係) を含めた実施問題について「検討プロセスを強化」し、「2006年7月31日までに議論の進展をレビューし、適切な行動をとる」ことが閣僚宣言に盛り込まれた。

それ以降、WTO 内で精力的に議論が行われ、2006年5月には、インド、ブラジルは、特許出願において生物資源・伝統的知識の出所・原産国、事前の情報に基づく同意 (PIC) の証拠、及び、利益配分の証拠の開示義務を導入するための TRIPS 協定改正テキストを提出した。

#### ②2006年6月 (TRIPS 理事会)

この会合では、TRIPS 協定改正テキストについて議論がなされ、多くの途上国はこれを支持した。EC は、WIPO に提出している EC 提案 (出所のみの開示) を WIPO で議論したいとしつつ、TRIPS 協定改正テキストについては、態度を保留した。

日本は、2006年4月に開催された WIPO ・ IGC に提出した文書を紹介した。また、遺伝資源の「不正使用」の問題については、問題の所在を明らかにすべく、まずは各国の経験の分析など、事例に基づく議論を行うべきとしつつ、TRIPS 協定改正テキストに基づく議論に反対した。

米国、加、豪、NZ なども、事例に基づく議論を行うべきとして、自国の遺伝資源に関するアクセスと利益配分に関する法制度や取り組みを紹介し、テキストに基づく議論に反対した。

2006年7月には、香港閣僚宣言にある「議論の進展のレビュー」に注目が集まったが、ドーハラウンドが実質的に凍結されたことを受け、新たな進展はみられなかった。

#### ③2008年3月 (TRIPS 理事会)

この会合では、途上国は、TRIPS 協定改正テキストに基づく議論を主張したが、日本、米国、

加、豪、NZ、韓国は、従来どおり、これに反対した。なお、インド、ブラジル等から提出されている TRIPS 協定改正テキストに関しては、2007 年 6 月の TRIPS 理事会でアフリカグループ、2007 年 10 月の TRIPS 理事会で LDC<sup>6</sup>グループが共同提案国となることを表明している。

#### ④2008 年 6 月 (TRIPS 理事会)

この会合では、インド、ブラジル等より、TRIPS 協定改正テキストに基づく議論を主張したが、日本、米国、加、豪、NZ 等は、技術的議論がまだ十分になされておらず、日本のデータベース提案等、他の対策も議論すべきとして、従来どおり、これに反対した。EC は、出所開示の不履行の制裁は、特許制度の枠外で行う旨、主張した。

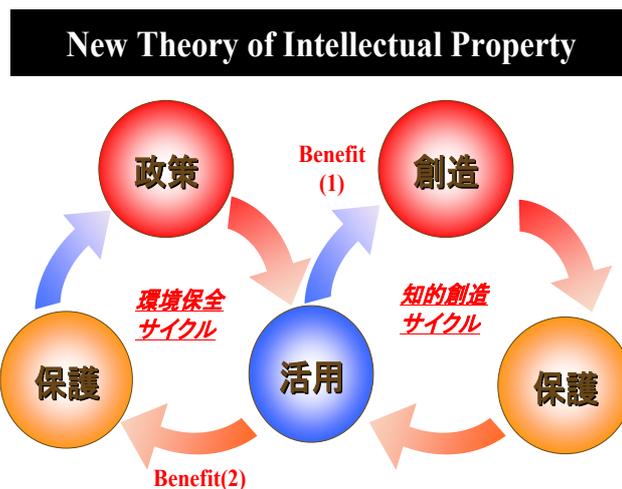
#### 4. 考察

生物多様性条約において、遺伝資源の研究等から生ずる利益を、遺伝資源の提供国に公正かつ公平に配分すべきことが規定されており、この点で、生物多様性条約と知的財産制度の問題においては、両者のバランスを検討することが必要である。

生物多様性条約と知的財産制度の問題を制度論から検討すると、特許法における発明の成立性や特許要件等の観点からみて、遺伝資源は、特許法による保護の可能性がある、さらに、特許法以外の知的財産法による保護の可能性もあると考えられる。したがって、それに応じて、「当事者契約による対応」、「知的財産制度の改正（特許出願における遺伝資源の出所開示の義務化）」、「*Sui generis* 制度の構築」など、いくつかのアプローチが可能であると考えられる。本発表では、エンフォースメントの包括的強化、及び、知的創造サイクルのグローバル化、という 2つの視点から、途上国に対する政策提言を提示する。

さらに、知財と環境というテーマに視点を広げ、先進国を対象に含めた政策提言として、知財政策と環境政策のバランスを重視し、知的創造サイクルと環境保全サイクルを共進化した「環境調和型・知的創造サイクル」の実現を目指すべきであると提言する。

今後とも、生物多様性条約と知的財産制度の問題について国際的な議論を深め、両者の最適なバランスを目指して対応策を検討していくことが必要であると考えられる。



#### 参 考 文 献

1. 隅蔵康一編「知的財産政策とマネジメント」(白桃書房) 2008.3 【第8章】(加藤浩著)
2. 特許庁「産業財産権の現状と課題(2008年度版)」(特許庁年次報告書) 2008年6月
3. (財)バイオインダストリー協会「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」平成15年度報告書(2004年3月)～平成19年度報告書(2008年3月)
4. 加藤浩「知財政策と環境の調和に向けて～生物多様性条約と特許法～」、発明(発明協会)(2005年9月)45～57頁
5. 大澤麻衣子「伝統的知識の保護と知的財産に関する一考察」(特許庁委託事業 平成13年度工業所有権研究推進事業報告書)
6. Hiroshi Kato, "Analysis and Examination of Convention of Biodiversity and Intellectual Property", Proceedings of PICMET '07 (PICMET) p. 2844-2852

<sup>6</sup> Least Developed Country の略。後発開発途上国のこと。